

1. 太陽光発電の連系および連系手続きの状況について(論点 2 関連)

当社は、太陽光発電の連系容量の推移や連系手続きの状況から、将来的に供給量が需要量を上回る可能性があるため、安定供給を確保するために今後の見通しなどについて定量的に評価する必要があると考えております。

(1) 太陽光発電の連系容量の推移(図 1)

- ・ 平成 25 年度は平成 24 年度より 43.7 万 kW 増加、平成 26 年度は 9 月末で平成 25 年度末より 29.2 万 kW (月平均約 4.9 万 kW) 増加しております。

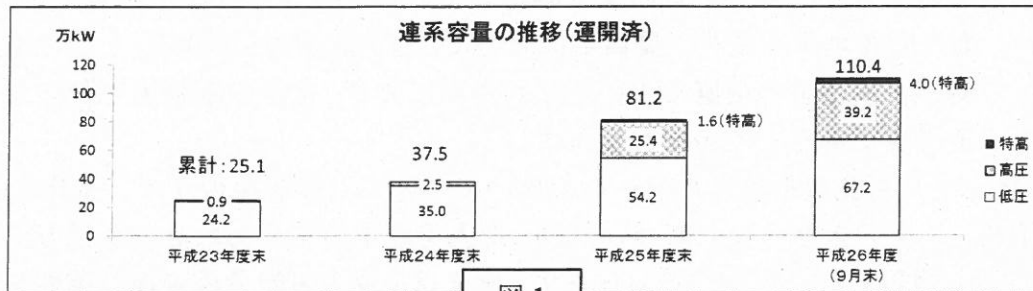


図 1

(2) 軽負荷期の需要と再エネ発電設備量の比較について(図 2)

- ・ 連系承諾により発電事業者の連系権利が確保されますので、連系承諾済みまでは将来連系されるものと想定する必要があると考えております。(2項参照)
- ・ 太陽光の連系申込済みは大規模(特高)および中規模(高压)のみであり、この他に低压の連系による増加が1ヶ月あたり4万kW程度想定されます。

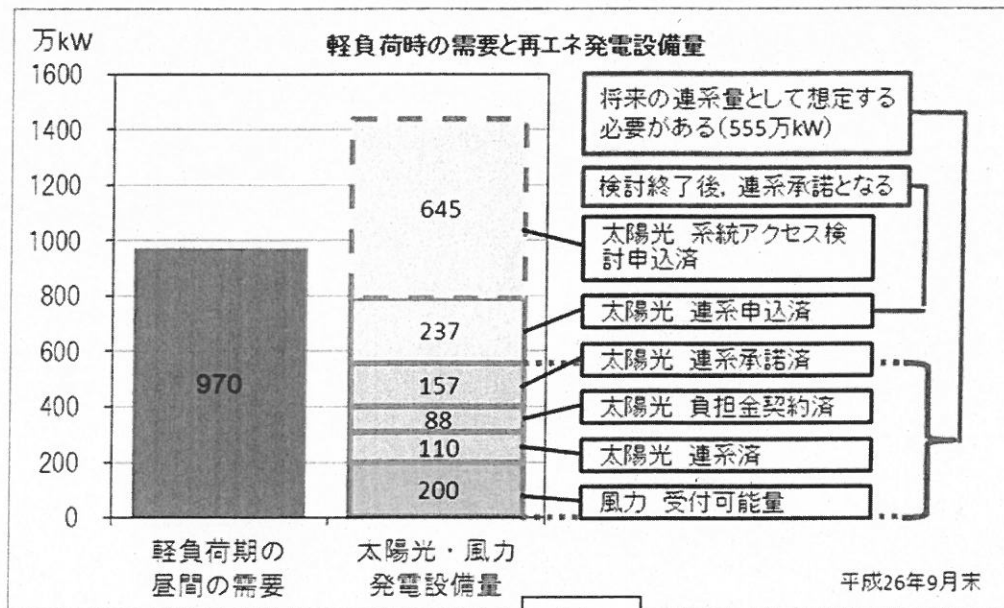


図 2

2. 「空押さえ」の解消について(論点3 関連)

連系承諾済みで事業を進める意思のない事業者があった場合、その事業者が確保した容量を利用できないため、当社としても速やかに連系承諾を解除し、系統を有効に活用したいと考えております。

現在の制度においては、連系承諾により発電事業者は権利を確保し、当社に接続義務(民民の契約)が発生します。連系承諾後に負担金契約に至らないケースには、当社の工事詳細設計に時間を要している場合や、事業者が何らかの理由で当社に協議の申し入れを行っていない場合がありますが、事業者都合の場合は個別に状況を確認のうえ、事業実施の可能性がない場合は当社から解除の協議を申し入れ、双方合意の上で辞退していただくことになると考えます。なお、第6回新エネルギー小委員会において、「滞留案件への対応」として電力会社の対応と制度上の措置について検討されており、今後の議論等を踏まえて対応する必要があると考えております。

また、受入可能量を超えた申込みの扱いについて、接続拒否せずに承諾保留(予約)とすべきという点については、受入可能量算定とあわせて受付方法についても検討することとしております。例えば、受入可能量超過後は条件を付して受付を継続することとなり、全てを接続拒否するというのではないと考えております。

以上